

裁 決 書

審査請求人 ●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●
●●● ●●

処 分 庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人●●●●●（以下「請求人」という。）が令和5年3月6日に提起した処分庁仙台市若林福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和●年●月●●日付けR●若保護第●●●●号で請求人に対してした法第63条の規定に基づく費用返還決定処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

本件は、請求人が受給した高等職業訓練促進給付金（以下「本件給付金」という。）について、処分庁が令和●年●月●●日付けで費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことに対し、請求人が、受給について処分庁に報告し収入申告書に記載不要と言われたため記載しないなかつた給付金について、何年も経過し領収書等も残っていない今になって返還を求めるることは不当であると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、おむね以下の理由により本件処分の取消しを求めている。

- （1）本件給付金を受給する前に、当時のケースワーカーに相談・確認し、受給後も報告していくのに、処分庁担当者の伝達や調査ミスで●年も前のことを行なうと不正受給のように言われ、学費以外にも使つてると返還を求められた。本件給付金を所管する家庭健康課からは返還の必要なしと言われているのにに対して、処分庁は自分たちのミスなのに返還しろというのはとても不服で不当だと考える。
- （2）時間が経過していたため、学費等の領収書は残っていなかつたが、領収書のないものは就学に必要な費用とは認められないとも言われた。通信制の大学に通っていたため、教材費、スクーリング費用、交通費、宿泊費のほか、日常であつても勉強のための費用はかかるおり、そのことについて抗議して最低限の考慮はすると言われたが、明細を確認したところ認められたのはおおよその交通費と宿泊費だけである。子育てをしながら勉強して資格を取得できるための本件給付金は、学校に通っている間子供を預けている保育料や、スクーリングのキャンセル料、レポート作成のための参考書、ノート、文具等勉強のため使用したもの全てが必要経費ではないか。処分庁は、これらの費用について請求人から申出がなかつたため考慮していないと主張するが、領収書がなければ学費と認めないと言われており、こちらで

はどのような費用が領収書がなくても学費と認められるか全くわからず、抗議できる時間も申出してよいかもわからない状態であった。学費等の証明方法について処分庁に相談した際、自ら挙証するように言われたことはなく、処分庁が調査を行うと申し出たものであり、申出する機会を与えることによって申出を受け付けない行為であり、請求人から申出がないから考慮しないというのは不當である。

(3) 専門学校の授業料に関して、母から借りた学費について母からの届出書が提出されないため自立更生費として認定しないこととなったとされているが、母からの届出によってどの程度の金額が減額されるのか伝えられていなかった。母と不仲であり控除される金額も不明だったため、その分も返すしかないですねと答えたことは事実であるが、今回示された返還金の詳細に記載された金額であれば、まずは自分から母と交渉した。学費として認められる費用の具体的な金額と届出内容の詳細を示さなかつたのは説明不足であり、この点において不當である。

(4) 収入申告を行っていなかつたことについては、本件給付金を受け取る前に相談し受給できるという確認もとったのち、毎月の収入申告書には記載しなくてよいと言われたため、記載しなかつたものである。

(5) 処分庁には本件給付金を受け取りながら学校に通っていることを伝えており、毎月の収入申告、さらに毎年銀行口座の写しの提出も行っていたので、過払いが発生していたのであればすぐに発覚するはずであり、その点は処分庁にも落ち度があったのではないか。何年も経って、学費に使ったという証明ができないときになってこのような処分をされ騙されたようを感じる。現に手元に返せるお金が残っておらず、生活保護を受給し、子ども2人を育てながら生活している現状において、約●●●●円の返還は大変厳しく、不當だと考える。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね以下の理由により、本件審査請求に理由がないことから棄却されるべきものと主張している。

(1) 本件給付金を受給していることについて報告していたとの主張について

イ 保護申請前の面接相談において請求人から聞き取っていたのはひとり親家庭自立支援教育訓練給付金についてであり、本件処分の基礎となる本件給付金とは全く別の制度である。

ロ 請求人から定期的に提出される資産申告書の添付資料である銀行口座の写しには、本件給付金と思われる入金記録の表示があり、請求人が本件給付金を受給していることを捕捉する端緒となり得たことは認めるが、上記資料は資産の現況確認を主たる目的として微取したものであり、収入を申告する趣旨で提出されたものではなく、給付金の受給について具体的に届け出ていなかつた以上、収入の申告として十分とはいえない。

ハ 請求人が本件給付金を受給している事実を捕捉した経緯は、家庭健康課からの情報提供を契機としたものであり、生活状況調査の場面等において、保育士資格取得のための専門学校へ通っていることは報告されていたが、本件給付金を受給している旨は一切報告されていなかつた。

ニ 請求人に対しては、法第61条で定められた収入を得た場合に実施機関に申告すべきことについて、保護申請時に教示した上で確認書類を受領しているほか、その後も定期的に口頭で伝えており、毎月の収入申告書には記載しなくてよいと言われたとする請求人の主

張は否認する。

(2) 必要経費の認定が不当であるとの主張について

イ 大学の学費については実施機関から就学先に確認した上で自立更生に資する費用として返還額から控除しており、本件処分通知においても控除額の算定について説明している。

ロ 保育料、スクーリングのキャンセル料、参考書、ノート、文具等の費用については、本件給付金の使途を確認する中で請求人から申出がなかったため考慮していない。

ハ 専門学校の学費について、請求人は母から借り入れをしていたとのことであったため、返済すべき額について自立更生に資する費用として認める方針とし、母からの届出があれば控除する旨を請求人に伝えていたが、請求人が拒否したため控除しなかったものである。

以上のとおり、返還額の決定に当たり、本件給付金の使途を確認し、ひとり親の資格取得や修学を支援するという本件給付金の趣旨に即したものについては控除している。また、法第63条に基づく返還決定においては、要返還額から控除すべき額を認定するには原則として被保護者自らが実施機関に届け出、費用についても具体的に挙証すべきところ、本件では請求人が挙証できない費用についても実施機関が調査を行っている。したがって、控除額の認定は適切に行っており、請求人の主張は失当である。

(3) 実施機関にミスがあったとする主張について

請求人は、本件給付金の受給についての捕捉が遅れたこと、及びそこから派生して必要経費の挙証が困難になったことの原因は、実施機関のミスであると主張しているが、請求人は、法第61条に基づく収入申告を行っていなかったのであり、実施機関が本件給付金の受給を把握していなかった要因は請求人が申告義務を懈怠していたことによるものである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8の1の(4)は、「収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。」としている。

(5) 次官通知第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（略）」としている。

(6) 「生活保護手帳別冊問答集2021年度版」問13-5の答は、法第63条に基づく返還額の決定について、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」としている。そして、「次の範囲」として、ア（略）、イ（略）、ウ（略）、エ当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額、オ（略）の5項目を挙げている。

(7) 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第033001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）のIVの1は、法第63条の決定時期について「（略）当該資産が最低生活に充当できるようになったときは、速やかに組織として費用返還額について検討し、おおむね1箇月以内を目途に法第63条の決定を行う。」としている。

2 審査庁が認定した事実

(1) 請求人は、平成●●年●月●●日に、処分庁に対して生活保護の申請を行い、処分庁は、同日付けで保護を開始した。保護申請時の面接において、請求人は●●専門学校に通学中で保育士の資格取得を考えている旨を話したが、その後、年度末で退学する予定であることを処分庁に伝えた。

(2) 平成●●年●月●●日、処分庁が請求人の自宅を訪問し面接した際、請求人は、現在通信制の学校で保育士の資格取得を目指している旨を話した。

(3) 令和●年●月●日、処分庁が請求人の自宅を訪問し面接した際、請求人は、現在保育士の資格取得のため大学で勉強中であり、東京で授業を受ける予定であったが、新型コロナウイルスの影響でオンライン授業になった旨を話した。

(4) 処分庁は、令和●年●月に、請求人が本件給付金制度を利用していることを把握し、令和●年●月●●日、請求人から通帳の写しの提出を受け本件給付金が月●●●円ずつ入金されていることを確認した。処分庁は、自立更生費の検討のため、支払状況を確認することとした。

(5) 令和●年●月●●日、処分庁が請求人と面談した際、請求人は、学費について大学に問い合わせしたもの、学費の内訳についてはわからなかった旨を話した。

(6) 令和●年●月●●日、処分庁は、本件給付金を所管する家庭健康課に、請求人の本件給付金認定に関して学費の内訳を把握していないか確認したが、把握していないとのことであった。

(7) 処分庁は、令和●年●月●●日、請求人が受給した本件給付金の取扱いを検討するためケース診断会議を開催し、①請求人が専門学校及び大学に在籍していたかどうか、②請求人の在学期間、③入学金、授業料等の金額、④学校への納付金額について法第29条に基づく調査を行い、その結果をもって再度ケース診断会議で取扱いを検討することとした。

(8) 令和●年●月●●日、処分庁が請求人の自宅を訪問し面接した際、請求人から本件給付金の取扱いについて質問があった。これに対し、処分庁は、現在各学校に調査中であり、回答が揃い次第会議で取扱いを決定するが、学費等を上回る部分があれば返還となる可能性が高いことを説明した。

(9) 処分庁は、令和●年●月●●日、ケース診断会議を開催し、専門学校及び大学の授業料等について自立更生費とすることを決定した。なお、在籍期間に保護開始前の時期が含まれていることから、保護開始後に学校に支払った金額を確定させることとし、金額確定後、法第63条に基づく返還決定を行うこととした。

(10) 令和●年●月●●日、処分庁が請求人と面接し、請求人が保護開始前に支払った専門学校費用について請求人の母から借りて支払ったのか確認したところ、母から借りて学費を支払ったが全額返金したことであった。処分庁が、請求人から返済してもらった旨の届出を母に提出してもらうことは可能か確認したところ、「お金の貸し借りで家族との関係が悪化し、家族と一切連絡を取っていない状況であり、処分庁から母に届出書の提出を依頼することもやめてほしい」との話であった。また、請求人から、大学在学時東京に行った際の交通費は控除されないのか質問があり、処分庁は、必要経費として認定するには領収書等の挙証資料が必要であることを説明した。

(11) 処分庁は、令和●年●月●●日、ケース診断会議を開催し、①請求人が母から借りて返済した学費について母から届出書が提出された際は自立更生費として認める、②大学のスクーリングの日時、場所、出席状況について確認する、③専門学校の通学状況、通学方法を確認することとし、その結果を基に交通費を自立更生費として認定するか検討することとした。

(12) 処分庁は、令和●年●月●●日、ケース診断会議を開催し、スクーリングの交通費を自立更生費として認め、スクーリング時宿泊費が発生していた場合は、宿泊費も自立更生費として認めることとした。その上で、これまでのケース診断会議の決定事項及び自立更生費として認められる費用を踏まえ返還額を決定することとした。

(13) 処分庁は、令和●年●月●●日、ケース診断会議を開催し、自立更生費の確認が完了したため返還額について検討した。その結果、請求人が受給した本件給付金●●●●●●●●●円から自立更生費として認定した大学授業料及びスクーリング交通費・宿泊費を控除した●●●●●●●●●円を返還金として法第63条に基づく返還決定を行うこととした。

(14) 処分庁は、令和●年●月●●日付けR●若保護第●●●●号で費用返還決定処分（以下「第1回処分」という。）を行い、請求人に通知した。

(15) 請求人は、令和●年●●月●●日、宮城県知事に対し第1回処分の取消しを求める審査請求を行った。

(16) 処分庁は、第1回処分の決定理由に不足があったとしてこれを取消し、改めて令和●年●月●●日付けR●若保護第●●●●号で本件処分を行った。

3 本件処分の検討について

(1) 法第63条の適用について

法第63条は、被保護者が、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品の範囲内で保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定している。請求人が受給した本件給付金は、1の(5)にいうところの実際の受給額を収入認定することとさ

れている「公の給付」に該当するものであり、処分庁が請求人の受給した本件給付金を請求人の資力として認定し、請求人は資力がありながら保護を受けていた状態にあったとして、法第63条を適用し費用返還を求めたこと自体に違法又は不当な点はない。

(2) 費用返還額の決定について

請求人は、本件給付金の受給について把握が遅れたことは処分庁のミスであり、また、返還額から控除される必要経費について十分な申出の機会を与えられなかつたことは不当であると主張していることから、返還額の決定について違法又は不当な点がないか検討する。

イ 本件返還金が生じた経緯等について

確かに請求人は本件給付金について収入申告を行っていないが、このことに関し、請求人は、本件給付金について毎月の収入申告書には記載しなくてよいと処分庁担当者から言われたと主張し、処分庁は、収入申告義務について繰り返し請求人に説明していたと主張しており、双方の主張は食い違っている。しかしながら、請求人は保護申請時に給付金の受給について処分庁に相談し、その後も資格取得のため学校に通っていることを伝えているほか、資産申告に際し、本件給付金の入金記録がある銀行口座の写しを提出していることから、請求人が本件給付金を不当に受給しようとする意思があったとは認められない。

一方、処分庁においては、保護申請時、請求人から給付金（処分庁は本件給付金とは異なる給付金としている。）の受給について相談を受けており、その後も請求人から資格取得のため学校に通っていることをたびたび聞き取っているのであるから、給付金のその後の受給状況については当然に確認すべきであったといえる。さらに、処分庁が平成●●年●月●●日に請求人から受領した銀行口座の写しには、本件給付金の入金が記帳されており、確かに「●●●●●●●●●●●●」という名称だけでは本件給付金と認識することは困難であるが、少なくとも定期的な入金については、1の（4）にあるとおり、収入に係る調査確認を行うべきであった。

以上を踏まえると、●●●●●●●●●円という多額の返還対象額が生じた責任を請求人にのみ負わせることは妥当ではなく、その責任の一端は処分庁にあるといわざるを得ない。

ロ 返還対象額から控除すべき費用について

法第63条は、返還すべき額について、受けた保護金額全額とせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定し、その文言上、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。これは、保護金品の一部が被保護者の自立及び更正に資する形で使用された等、全額を返還させるのが不適当な場合も考え得るため、被保護者の生活状況を把握し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると考えられている。したがって、処分庁は返還額の決定に当たり、被保護者の自立更生の観点から控除すべき費用について考慮する必要がある。

本件について見ると、処分庁は学費及びスクーリング費用について自ら調査の上控除すべき額を認定しているが、学費については当初から自立更生費の対象として検討していたものの、スクーリング費用については請求人からの申出を受けて調査を行ったものであり、それ以外の請求人の自立更生に資する費用の有無について、処分庁は領収書がないものは学費と認められないとするだけで、自ら積極的に調査確認した形跡は認められない。また、請求人の主張する保育料、スクーリングキャンセル料、参考書、文具等の費用のほか通学に要する費用等については、ひとり親の資格取得や修学を支援し、自立を促進するという本件給付金

の趣旨や、1の（6）にある「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」なのか、その費用等が「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度」なのかという視点を踏まえ、自立更生費として認めるかどうかを検討すべきと考えられるが、処分庁はこれらの費用について請求人から申出がなかつたため考慮していないとしている。以上のとおり、返還金が生じた要因の一つに処分庁の責任があるという状況を踏まえると、請求人の自立更生に資する費用について、より丁寧な調査確認が求められるところであるが、処分庁の調査確認は十分とはいえない。したがって、返還対象額から控除すべき費用についての処分庁の検討が不十分なまま本件処分を行つたと判断せざるを得ず、裁量判断の過程に誤りがあることから、本件処分は違法又は不当なものといわざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、第3の1の（7）のとおり、法第63条の決定時期は、おおむね1ヶ月以内を目途とされているが、処分庁が本件給付金の受給を把握してから第1回処分を行うまで1年半程度の時間を要しており、保護費の返還対象期間は返還決定した時期までとしている。処分庁から提出されたケース記録によると、処分庁は本件給付金の受給を把握してから隔月に請求人宅を訪問する等し、請求人の生活状況を把握する端緒があり、速やかな自立更生費の調査検討及び返還額の決定は可能であったと思われ、1年半程度という返還額決定の調査確認に要した期間まで返還対象期間として算定することは妥当とはいえないことから、法第63条の決定に係る適切な事務処理の遂行を処分庁に望む。

令和5年10月10日

宮城県知事 村井嘉浩